

## ○横須賀応援ふるさと納税推進事業実施要綱

平成 27 年 6 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市へのふるさと納税の推進を図り、もって本市の魅力を市内外へ発信することを目的として実施する、本市へふるさと納税を行った者(以下「寄附者」という。)に対して返礼品を贈呈する横須賀応援ふるさと納税推進事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 横須賀応援ふるさと納税 本市に対し、寄附金の使途を第 5 条各号のいずれかに特定して、寄附を行うことをいう。
- (2) 返礼品 地元特産品等で、市長が別に定める基準を満たしているものをいう。
- (3) 協力事業者 寄附者への返礼品の贈呈に関する事業の実施を希望する事業者のうち、別に定める基準を満たしているものをいう。

(寄附の申し出)

第 3 条 横須賀応援ふるさと納税をしようとする者は、その旨を市長に申し出なければならない。

2 前項の規定による申し出は、市長が別に定める書類の提出又はインターネット上の所定の申込フォームへの入力によるものとする。

(返礼品の贈呈等)

第 4 条 市長は、寄附者（本市の区域内に住所を有する者を除く。以下この条において同じ。）からの寄附金額に応じ、返礼品を贈呈する。ただし、寄附者が返礼品の贈呈を辞退した場合は、この限りではない。

2 前項の返礼品の贈呈は、協力事業者が返礼品を寄附者に送付することにより行うものとする。

(寄附金の使途)

第 5 条 寄附金の使途は、次の各号に掲げるものとする。ただし、寄附者が本市の事業を指定して寄附を行う場合は、この限りではない。

- (1) 子育て・教育充実のまちづくり
- (2) 支え合う福祉のまちづくり
- (3) 経済・産業と観光によるにぎわいのあるまちづくり
- (4) 災害に強いまちづくり
- (5) 未来につなぐ環境を守るまちづくり
- (6) 市の活動全般

(寄附金受領証明書)

第 6 条 市長は、寄附金が納付されたときは、当該寄附者へ寄附金受領証明書を発行するものとする。

(事業者への業務委託)

第 7 条 市長は、事業者にふるさと納税に関する事務、返礼品の管理に関する事務及び前条の規定による寄附金受領証明書の発行に関する事務を委託することができる。

(その他の事項)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は経済部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、前項ただし書に規定する日以後に横須賀応援ふるさと納税を行った寄附者について適用し、同日前に横須賀応援ふるさと納税を行った寄附者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 4 項の規定は、この要綱の施行の日以後に横須賀応援ふるさと納税を行った寄附者について適用し、同日前に横須賀応援ふるさと納税を行った寄附者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。